

# ひとり親家庭等の皆さんを支援します

## 医療費助成

要件（左表）に当てはまる人で、医療証を持つていない人は、問い合わせてください。



## ●助成内容

健康保険が適用された医療費の自己負担分相当額。一部本人負担があります。詳しくは、市ホームページを確認してください。

## ●問い合わせ先

国保年金課医療担当

☎(580)1847

医療制度	対象者（生活保護を受けている人は除く）
ひとり親家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇母子家庭（母・児童）</li> <li>◇父子家庭（父・児童）</li> <li>◇父母のない児童</li> <li>※児童…小学校就学後～18歳の年度末</li> <li>※所得制限あり（児童扶養手当準拠）</li> <li>※配偶者が障がいにより長期にわたり労働力を失っている場合も、ひとり親家庭とみなす。</li> </ul>

※ひとり親家庭等医療では、所得が多くて対象外だった人でも、前々年より前年の所得が少なかった場合や扶養人数が増えた場合は、助成対象になることがあります。詳しくは問い合わせてください。

## ●児童扶養手当

**●対象者** 次のいずれかに当てはまる児童（原則として18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、障がい児は20歳未満）を監護している母（父）または養育者

- ◇父母が婚姻を解消
- ◇父（母）が死亡
- ◇父（母）が一定程度の障がいの状態にある
- ◇父（母）から1年以上遺棄されている
- ◇婚姻によらない出産 など

※次のいずれかに当てはまるときは支給されません。

- ◇父母または養育者と児童の住所が国内にない
- ◇児童が福祉施設に入所
- ◇所得が一定額以上ある など

## ●手当月額（全部支給の場合）

4万4140円（児童1人）  
 ※児童が2人の場合は1万4200円加算、以降1人増えるごとに6250円加算します。

※手当月額は、所得額に応じて減額になることがあります。

**●支給月** 奇数月（前月までの2カ月分を支給）

## ●日常生活支援事業



保育サービスや生活援助などが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。

**●対象者** 市内に居住し、20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、または扶養していた寡婦で、次の事由のいずれかに当てはまる人

①自立促進のため一時的に支援が必要と認められる場合（◇技能習得のための通学◇就職活動 など）

②社会通念上、一時的に支援が必要と認められる場合（◇疾病◇看護◇事故◇冠婚葬祭◇時間外労働◇出張◇学校などの公的行事への参加 など）

③乳幼児または小学生の児童を養育しているひとり親家庭で、時間外労働その他就業上の理由により、定期的に支援が必要と認められる場合

## ●支援内容

◇乳幼児の保育◇食事の世話◇身の回りの世話◇生活必需品などの買物 など

## ●派遣時間

①②に当てはまる人  
 1つの事由につき年間80時間以内で、全ての事由を通じて年間160時間以内

③に当てはまる人 1カ月あたり20時間以内で、年間120時間以内

## ●費用

所得によって異なります。

## ●JR通勤定期の割引



児童扶養手当の支給を受けている世帯の人が、JRの列車の通勤定期を購入する場合、定期券が3割引になります。